

マンション管理業者に対する監督処分について

本日、中部地方整備局は、株式会社大京アステージに対し、下記のとおり、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号。以下「法」という。）に基づく監督処分を行いましたので、公表します。

記

- 1 処分年月日 平成30年12月26日
 - 2 被処分業者 株式会社大京アステージ
東京都渋谷区千駄ヶ谷4-19-18
代表取締役 三宅 恒治
国土交通大臣（4）第030096号
 - 3 処分内容
 - 法第82条に基づく業務停止命令（60日間）
 - （1）業務停止期間 平成31年1月18日から平成31年3月18日まで
 - （2）停止を命ずる業務の範囲
以下のマンション管理業に係るすべての業務
 - ① 名古屋支店の業務
 - ② 中部地方整備局の管轄する区域（岐阜県、静岡県、愛知県及び三重県）における業務
 - ③ ②の区域内に存するマンション（法第2条第1号のマンションをいう。）に係る業務
 - ただし、以下の行為を除く。
 - イ. 業務停止の開始日前に締結された管理受託契約の同一の条件による更新
 - ロ. 業務停止の開始日前に締結された管理受託契約に基づく管理事務（イの規定により同一の条件で更新された管理受託契約に基づくものを含む。）
 - ハ. 業務停止の開始日前に締結された停止条件付契約（一の管理組合の構成員全員に対して、分譲後の管理受託契約を約するものに限る。）が業務停止期間中に効力発生した場合における当該管理受託契約に基づく管理事務
 - 法第81条に基づく指示処分
今回の違反行為の再発防止のために必要な措置を講じること
 - 4 処分理由
 - 法第82条に基づく業務停止命令
被処分業者が管理業務を受託している複数の管理組合を名義人とする保管口座に係る印鑑を保管した。（法第76条違反、法第82条第2号該当）
 - 法第81条に基づく指示処分
被処分業者が管理業務を受託している複数の管理組合に係る管理業務において、被処分業者の元従業員が管理組合財産を不正に支出し、管理組合に損害を与えた。（法第81条第1号該当）
- ※詳細については、別添資料のとおり
- 5 配布先 中部地方整備局記者クラブ

問い合わせ先

建政部	建設産業課長	齋藤 学
	建設産業課長補佐	内山 忠之
	TEL	052(687)8523

マンション管理業者に対する監督処分について

株式会社大京アステージのマンションの管理の適正化の推進に関する法律（以下「法」という。）違反について、国土交通省中部地方整備局は、本日、同社に対し、同法に基づく監督処分を下記のとおり行った。

記

1 処分内容

○法第82条に基づく業務停止命令

(1)業務停止期間

平成31年1月18日から平成31年3月18日までの60日間

(2)停止を命ずる業務の範囲

以下のマンション管理業に係るすべての業務。

① 名古屋支店の業務

② 中部地方整備局の管轄する区域(岐阜県、静岡県、愛知県及び三重県)における業務

③ ②の区域内に存するマンション(法第2第1号のマンションをいう。)に係る業務
ただし、以下の行為を除く。

イ. 業務停止の開始日前に締結された管理受託契約の同一の条件による更新

ロ. 業務停止の開始日前に締結された管理受託契約に基づく管理事務(イの規定により同一の条件で更新された管理受託契約に基づくものを含む。)

ハ. 業務停止の開始日前に締結された停止条件付契約(一の管理組合の構成員全員に対して、分譲後の管理受託契約を約するものに限る。)が業務停止期間中に効力発生した場合における当該管理受託契約に基づく管理事務

○法第81条に基づく指示処分

(1)今回の違反行為の再発を防ぐため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講じること。

① 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容について、役職員に対し、速やかに周知徹底すること。

② 法及び関係法令等の遵守を社内徹底するとともに、社内研修・教育の計画を作成し、役職員に対し、継続的に実施すること。

③ 日常の業務運営に関しての調査・点検を行うとともに、社内の業務管理体制の整備に努めること。

④ 今回の違反行為を踏まえ、適切な再発防止策を策定し、継続的に実施すること。

(2)前項各号について講じた措置（前項にかかる措置以外に講じた措置がある場合はこれを含む。）を平成31年1月26日までに文書をもって報告すること。また、平成31年6月26日までに当該措置の実施状況を報告すること。

2 処分理由

○法第82条に基づく業務停止命令

被処分者が管理業務を受託している複数の管理組合を名義人とする保管口座に係る印鑑を保管した。

このことは、法第76条及びマンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則第87条第4項の規定に違反し、法第82条第2号に該当する。

○法第81条に基づく指示処分

被処分者が管理業務を受託している複数の管理組合に係る管理業務において、被処分者の元従業員が管理組合財産を不正に支出し、管理組合に損害を与えた。

このことは、法第81条第1号に該当する。

(参考)株式会社大京アステージ

東京都渋谷区千駄ヶ谷4-19-18

代表取締役 三宅 恒治

国土交通大臣(4)第030096号